

令和6年度前期分 高等教育の修学支援新制度(授業料減免)の「継続」手続きについて

1. 提出書類

【全員】

・大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

【該当者】・・・授業料の徴収猶予を申請する者(注3参照)

・授業料徴収猶予申請書

2. 申請書類の提出方法・提出期限

令和6年3月8日(金) ※所属校の書類提出先(下記参照)へ郵送または持参してください。

3. 選考の結果等

前期分授業料の減免選考結果は、7月以降※に学生本人及び連帯保証人に通知します。(※給付奨学金の支援区分の認定時期により、通知時期が異なります。)

4. 納入期限

「第Ⅰ区分(全額免除)」以外の場合は、前期分授業料の減免額との差額(「不許可」の場合は全額)を、令和6年7月末日予定(徴収猶予が許可されている場合は令和6年9月末日予定)までに納入していただくこととなります。

なお、上記納入期限は現時点での予定です。必ず結果通知に記載する納入期限をご確認ください。

5. 後期分授業料減免

後期分授業料減免の継続手続きは、8月頃に大学HPでお知らせする予定です。

6. 書類提出先及び問い合わせ先【8:30~17:15(土、日曜日、祝日を除く)】

- | | | |
|-------|---------------|--|
| ○札幌校 | 学生支援課学生支援グループ | 電話 011-778-0269 FAX 011-778-0634
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号 |
| ○旭川校 | 教育支援グループ | 電話 0166-59-1231 FAX 0166-59-1226
〒070-8621 旭川市北門町9丁目 |
| ○釧路校 | 教育支援グループ | 電話 0154-44-3234 FAX 0154-44-3227
〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号 |
| ○函館校 | 教育支援グループ | 電話 0138-44-4348 FAX 0138-44-4382
〒040-8567 函館市八幡町1番2号 |
| ○岩見沢校 | 教育支援グループ | 電話 0126-32-0443 FAX 0126-32-0615
〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番 |

注1) 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。

注2) 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

注3) 継続申請書を提出した者は、本学から認定結果を通知するまで授業料の徴収が猶予されますが、別途授業料徴収猶予を申請し許可された場合、猶予期間が延長(前期分は令和6年9月末日予定、後期分は令和7年2月末日予定)されます。

【適格認定について】

○家計(支援区分の見直し)：修学支援新制度における給付奨学金は、毎年、日本学生支援機構が奨学生本人及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間(家計急変採用者は3か月ごと)の支援区分を決定します。支援対象外となった場合、10月以降の給付奨学金の支給が止まり、授業料等減免も対象外となります。なお、支援対象外となった場合でも、支援区分の見直しの際(令和5年10月)に再度いずれかの区分に該当した場合、給付奨学金の支給と授業料減免の支援が再開されます。

○学業成績：学業成績等について、毎年度末に学年ごとに適格認定を実施します。「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定が取り消しとなります。

令和6年度前期分大学等における修学の支援に関する
法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

北海道教育大学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、北海道教育大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が北海道教育大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村 自宅電話番号 () - 携帯電話番号 -		
	所属校	教育学部 () 校 (令和6年4月1日現在)	学籍番号	
	【重要】 休学期間	年 月～ 年 月 (カ月) 年 月～ 年 月 (カ月) 年 月～ 年 月 (カ月)	休学期間 計	(カ月)
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報			
給付奨学金の奨学生番号				
給付奨学金の支援区分 (1) 令和5年度後期 (令和6年度前期)		<input type="checkbox"/> 第I区分 <input type="checkbox"/> 第II区分 <input type="checkbox"/> 第III区分 <input type="checkbox"/> 支援対象外(停止中) 日本学生支援機構のスカラネットパーソナルまたは授業料減免結果通知を確認してください。令和6年度前期は、令和4年度後期と同じ支援区分が継続します。(ただし、家計急変により採用された者及び適格認定により「廃止」の区分に該当する者を除きます。)		
(2) 令和6年度後期 (支援区分の見直し)		日本学生支援機構のスカラネットパーソナルから9月上旬以降に順次確認できる予定です。 支援区分の変更があった場合は、後期の授業料減免額及び10月以降の給付奨学金の月額が変更されます。		

※正規の手続きにより休学をした場合には、当該休学期間については支援期間に通算せず、休学期間を除いた最短修業年限が支援対象期間となります。

ただし、「廃止」に該当したときは、支援対象者としての認定が取り消しとなります。